

第2章

中国におけるバリアフリー環境建設—アクセシビリティ法制の課題—

小林 昌之

はじめに

障害者事業は、1988年に制定された「中国障害者事業5カ年工作綱要(1988～1992年)」から開始され、その後は国家全体の方針を定める国民経済社会発展計画綱要にあわせて5年ごとに国務院によって「綱要」が作成されている。1988年の「綱要」では、障害者の権益を保障する法体系の確立が任務の1つとされ、労働、教育、リハビリテーションについては個別の章が設けられた¹⁾。しかし、当初、障害者のアクセシビリティに関しては、「その他」の章で、「徐々に障害者のためにより環境条件を整えていく」と言及されるにとどまっていた。当時、障害者は、医学モデルのもと、障害者事業の客体にとどまり、障害者が主体的に社会参加していくための前提となるアクセシビリティの保障に関しては、注意が払われていなかったことが示唆される。

2016年の第13次5カ年「綱要」では、全面的なバリアフリー環境建設の推進が掲げられている²⁾。道路・建築物については、改築・増築を含め、新たに建設される道路、建築物、居住区では、バリアフリー施設を確保し、政府機関、公共サービス、公共交通などのバリアフリー改造を加速

1) 「中国残疾人事業五年工作綱要(1988～1992)」1988年9月3日。

2) 「“一三五”加快残疾人小康進程規劃綱要」国発〔2016〕47号。

する。公共交通手段については、順次、バリアフリー設備を整備し、障害者が外出するための交通サービスを改善するものと定められた。また、インターネットおよび移動通信網などの情報サービスについては、バリアフリー化を大いに推進し、障害者のための電子製品、モバイルアプリなどの開発、応用を奨励するとした。さらに、政府情報のバリアフリー化を推進し、順次、プレスリリースにおける手話通訳を提供するとともに、公共サービス機構・公共の場所および公共交通手段においても、手話や点字などの情報コミュニケーション・サービスを提供していくものとした。こうしたバリアフリー化の計画はどのように進み、中国における障害者のアクセシビリティ法制は、はたして障害者が主体的に社会参加していくための基盤を提供するようになったのであろうか。

本章では、中国において、障害者権利条約が要求する、施設およびサービスへのアクセス、表現および意見の自由ならびに情報へのアクセスを保障するための法制度がどのように構築され、課題を抱えているのか明らかにすることを目的とする。以下、まず障害者保障法およびバリアフリー環境建設条例などにおけるアクセシビリティの扱いについて検討し、つぎに障害当事者および国連障害者権利委員会による現状評価を概説し、最後に立法および実施上の課題について論じる。

第1節 アクセシビリティ法制の発展

1990年に障害者法制の中核となる「障害者保障法」が制定され、1991年に施行された³⁾(表2-1)。各省・自治区・直轄市などの地方政府は本法を施行するための実施規則を制定し、いくつかの分野では国务院の条例を整備されてきた。1994年に「障害者教育条例」⁴⁾が、2007年に「障害者就業条例」⁵⁾が制定されている。中国では、2006年12月に国連で採択され

3) 中国障害者保障法の詳細については、小林(2010)参照。

4) 「残疾人教育条例」1994年8月23日国务院公布・施行。

表 2-1 アクセシビリティ関連の法規と政策

施行年	名 称
1988	中国障害者事業5カ年工作綱要
1990	障害者が使用する都市道路・建築物を便利にするための設計規範の貫徹実施に関する通知
1991	障害者保障法 中国障害者事業第8次5カ年計画綱要
1996	高齢者権益保障法 中国障害者事業第9次5カ年計画綱要
1998	都市バリアフリー施設建設の遂行に関する通知 障害者が使用する都市道路・建築物を便利にするための設計規範の貫徹実施に関する若干の補充規定に関する通知 中国民用航空旅客・荷物国際運輸規則
2001	中国障害者事業第10次5カ年計画綱要 バリアフリー施設建設工作第10次5カ年計画実施方案
2004	道路交通安全法
2006	中国障害者事業第11次5カ年発展綱要 バリアフリー建設第11次5カ年実施方案
2008	障害者事業発展促進に関する中共中央・國務院の意見 障害者保障法（改正）
2009	障害者航空運輸規則（試行） 自動車運転免許証申請受領・使用規定（改正）
2011	中国障害者事業第12次5カ年発展綱要 バリアフリー建設第12次5カ年実施方案
2012	バリアフリー環境建設条例
2013	バリアフリー環境の市県創建事業の展開に関する通知
2015	障害者航空運輸管理規則（改正） 村町のバリアフリー環境建設の強化に関する指導意見 普通大学学生募集全国統一試験への障害者参加の管理規定（暫定）の通知 視覚障害旅客が盲導犬を携えて駅に入り乗車することの若干の規定（試行）
2016	第13次5カ年障害者小康過程加速計画綱要 ウェブページのバリアフリー・サービス能力向上に関する指導意見 バリアフリー建設第13次5カ年実施方案

（出所） 全国人大内務司法委員会・中国残疾人联合会（2012, 184-187）、鄭（2017, 194-197）等に基づき、筆者作成。

た障害者権利条約⁶⁾の議論にあわせて障害者保障法の改正作業が進められ、同法は2008年4月24日に改正された⁷⁾。障害者権利条約には、2008年8月に批准し、中国は履行の義務を負う締約国となった。そうしたなか、アクセシビリティに関する条例は、2012年に「バリアフリー環境建設条例」⁸⁾として制定された。以下、ここではアクセシビリティに関するこれら法律、条例、および具体的なデザインなどを示す設計規範や標準について検討する。

1-1 障害者保障法の改正

1991年に施行された障害者保障法は、障害者権利条約の議論にあわせて改正作業が進められ、2008年に改正された。従来、9章54カ条あった条文は、2008年の改正によって若干条文が増え、9章68カ条となった。章構成は、「総則」、「リハビリテーション」、「教育」、「労働就業」、「文化生活」、「社会保障」、「バリアフリー環境」、「法律責任」および「附則」である。

従来、「環境」とのみ記された章のタイトルは、2008年の改正で「バリアフリー環境」（中国語：無障碍環境）へと修正され⁹⁾、より具体的な内容が盛り込まれた。ただし、アクセシビリティを権利として打ち出していない。改正では、従来は努力義務にとどまっていた道路・建築物のバリアフリー化について、「建築物・道路・交通施設等の新築・改築および増築は、国家の関連バリアフリー施設工程建設基準に符合しなければならない」と定められ、義務化された（53条）。その当時、すでに関連部門や地方政府からは「都市道路・建築物バリアフリー設計規範」¹⁰⁾や「北京市バ

5) 「残疾人就業条例」2007年2月25日国务院公布、2007年5月1日施行。

6) 2006年12月13日に国連総会で採択、2008年5月3日に発効。

7) 「中華人民共和国残疾人保障法」2008年4月24日第11期全国人民代表大会常務委員会第2回会議修正、2008年7月1日施行。

8) 「無障碍環境建設条例」2012年6月28日国务院公布、2012年8月1日施行。

9) 障害者権利条約の中国語版は、英語のaccessibilityに当たる用語を「無障碍」あるいは「無障碍環境」と表記する。

10) 「城市道路和建築物無障碍設計規範」建標〔2001〕126号、2001年8月1日施行。

リアフリー施設建設・管理条例」¹¹⁾などの規範性文書や規定が出されており(表2-2)、2008年の改正でそれらは法律による裏打ちを得たことになった(全国人大常委会法制工作委员会行政法室2008,149)。

また、従来、道路・建築物など物理的バリアのみを対象としていた内容に加えて、2008年の改正では、情報・コミュニケーションのバリアフリーが盛り込まれた(52条)。障害者権利条約が第9章「アクセシビリティ」で、情報およびコミュニケーションに言及していることがとり入れられ

表2-2 バリアフリー関連の設計規範と標準

実施年	名称
1986	障害者が使用する都市道路・建築物を便利にするための設計規範(試行)
1989	障害者が使用する都市道路・建築物を便利にするための設計規範
1999	高齢者建築設計規範
2000	民間空港旅客ターミナル・バリアフリー施設設備配置標準
2001	都市道路・建築物バリアフリー設計規範
2003	高齢者住居建築設計標準 特殊教育学校建築設計規範 全国バリアフリー施設建設モデル事業実施方案・全国バリアフリー施設建設モデル都市標準(試行)
2005	鉄道旅客駅バリアフリー設計規範
2008	情報バリアフリー及び身体機能が多様な人々のためのウェブサイト設計バリアフリー技術要求
2009	民間空港旅客ターミナル・バリアフリー施設設備配置標準(改正)
2010	地方障害者総合サービス施設建設標準
2011	バリアフリー施設施行検収・メンテナンス規範
2012	バリアフリー設計規範 ウェブサイト設計バリアフリー技術要求

(出所) 全国人大内務司法委員会・中国残疾人联合会(2012,187-189)、鄭(2017,198-199)等に基づき、筆者作成。

11) 「北京市無障礙設施建設和管理条例」2004年5月16日施行。

た。具体的には、各種国家試験の試験用紙の点字化・電子化または職員による支援（54条）、公共サービス機構および公共の場所における音声・文字、手話、点字による情報コミュニケーション・サービスの提供（55条）、選挙時の障害者参加の配慮および点字投票の提供（56条）などが新たに規定された。ただし、国家試験に関する規定以外は、「条件を整える」「条件が備わっている場合」などと記されており、努力義務にとどまっている。なお、各種国家試験の問題の点字化・電子化はパブリック・コメントによって追加された内容であり、視覚障害者が点字などによる受験ができないために、医療按摩の国家試験から排除されていた現状を反映してとり入れられた（小林2010, 70-71）。

権利救済の方法および本法に違反した場合の責任については、「法律責任」の章が定めている。しかし、2008年の改正により、条文数が若干増え、詳細となったものの、違反に対する罰則などは直接規定していない。バリアフリー施設工程建設基準に適合しない建築物・道路・交通施設の新築改築などについて、主管部門が法に基づき処理する（66条）とのみ定められている。

なお、改正された障害者保障法の執行状況については、全国人大内務司法委員会が、2012年8月の第11期全国人大常務委員会第28回会議において「立法後評価報告」を提出している（全国人大内務司法委員会・中国残疾人联合会2012）。同報告は、アクセシビリティに関して、5つの課題が残っていると問題提起している（全国人大内務司法委員会・中国残疾人联合会2012, 192-194）。第1に、現行の法律と行政法規の一部規定の運用が難しいこと。第2に、執行部門とそれぞれの職能が不明確であること。第3に、法律責任が不明瞭であること。たとえば、ほとんどの規定が行政責任に関するものだけで、バリアフリー環境に違反または環境を破壊した、単位または個人に対して「主管部門が法に基づいて処理する」とのみ記されており、具体的な規定はおかれていないこと。第4に、アクセシビリティに関する現行の法律法規と障害者保障法のリンクが欠けること。第5に、バリアフリーに対して、資金投入が遅いこと、などが指摘され、法律と制度の確実な実施の強化が課題であるとした。

1-2 バリアフリー環境建設条例の制定

2012年8月1日施行のバリアフリー環境建設条例（中国語：無障碍環境建設条例）は、6章35カ条からなる¹²⁾。それらは、「総則」、「バリアフリー施設建設」、「バリアフリー情報コミュニケーション」、「バリアフリー・コミュニティ・サービス」、「法律責任」および「附則」から構成される。障害者権利条約のアクセシビリティに関する内容を根拠に、中国の現況を勘案し、本条例がいうバリアフリー環境建設には、バリアフリー施設、バリアフリー情報コミュニケーションならびにサービスが含まれるとした¹³⁾。

バリアフリー環境建設とは、障害者などの社会構成員が、主体的かつ安全に道路を通行し、建築物に出入りし、公共交通機関に乗り込み、情報を伝え合い、コミュニティ・サービスを獲得することを進めるのに役立つ建設をいう（2条）。バリアフリー環境建設の開発計画の組み立てならびに実施の責任は、県レベル以上の人民政府が負い、その際は、障害者団体などの社会組織の意見を聴取すべきこととなっている（4条）。

まず、バリアフリー施設の建設について、条例は、都市と農村に分けて、到達水準を定めている（9条）。都市では、道路、公共建築物、公共交通施設、住宅建築物、居住区の新築、改築、拡張を行う場合は、バリアフリー施設プロジェクト建設基準に適合する必要があると定める。その一方で、農村においては、建設と開発は、バリアフリー施設プロジェクト建設基準に、漸次、到達しなければならないとされ、条件が緩和されている。

また、条例は、優先してバリアフリー施設の整備を行う機構と場所を設定している。それらは、(1)特殊教育、リハビリテーション、社会福祉等の機構、(2)国家機関の対外サービスの場所、(3)文化、教育、医療衛生等の機関の公共サービスの場所、(4)交通運輸、金融、郵政、商業、娯楽等の公共サービスの場所、である（12条）。都市の大型・中型の公共サービスの場所および大型の居住区に関しては、バリアフリー施設プロジェクト建設基

12) 草案では、5章43カ条であった。

13) 「国务院法制辦公室関与公布《無障碍環境建設条例（征求意见稿）》公開征求意见的通知」2011年4月25日。

準に基づいて、バリアフリー駐車スペースを設置し、標識を明示しなければならないとした。このバリアフリー駐車スペースは、肢体障害者が、運転または乗車している自動車に限られる（14条）¹⁴⁾。

公共交通手段のバリアフリーについて、条例の定めは緩やかであり、民間航空機、旅客列車、旅客船舶、公共バス、都市軌道交通等の公共交通手段は、漸次、バリアフリー施設の要求に到達するべきであり、関連主管部門はバリアフリー施設技術基準を制定し、達成期限を確定すべきであるとのみ定めている（15条）。

バリアフリー情報コミュニケーションについては、県レベル以上の人民政府が、それぞれの情報化計画のなかに組み込み、情報・コミュニケーションのバリアフリーを推進する措置をとるべきと定める（18条）。条例は、障害者権利条約第9条「施設及びサービス等の利用の容易さ」と第21条「表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会」が規定する内容に合わせ、いくつかの措置を具体的に定めている。



写真 2-1 万里の長城にある車いす用スロープ（筆者撮影）

14) 肢体障害者が運転または乗車する自動車以外の自動車がバリアフリー駐車場を占有し、肢体障害者の使用に影響を与えた場合、公安機関の交通管理部門は是正を命じ、法律に基づいて処罰を与えると規定している（32条）。

たとえば、政府および関連部門が、重要な政府情報および障害者に関連する情報を発布する際は、障害者に対して音声および文字で提示するなどの情報コミュニケーション・サービスを提供する条件を整えるべきであること（19条）。国が主催する入学試験、職業資格試験および任用試験では、視覚障害者のために、点字問題、電子問題の提供、あるいは職員による支援が与えられるべきであること（20条）。公共図書館は条件を整え、視覚障害者閲覧室を開設し、点字の書籍、音声書籍を提供すべきであること（22条）。公共サービス機構および公共の場所は、条件を整え、障害者のために音声および文字による提示、手話、点字等の情報コミュニケーション・サービスを提供すべきであり、従業員に対してバリアフリー・サービス技能訓練を行うこと（24条）などが求められている。

また、テレビ局は条件を整え、テレビ番組を放送する際に字幕を加え、毎週少なくとも1回、手話をつけたニュース番組を放送すべきであること（21条）。公開発売される映画などの映像作品には字幕がつけられるべきこと（21条）。聴覚障害者が集中して参加する公共活動においては、主催機関は字幕または手話サービスを提供すべきであること（25条）。人民政府のウェブページ、政府公益活動のウェブページは、漸次、バリアフリー・ウェブページ設計基準を達成すべきであること（23条）¹⁵⁾。電気通信業の経営者は、電気通信サービスを提供する際、漸次、聴覚・言語障害者に対しては、文字情報サービスを提供し、視覚障害者に対しては、音声情報サービスを提供しなければならないこと（26条）。インターネットなどの、電気通信終端設備の製造業者は、バリアフリー情報コミュニケーション・サービスが可能となる、技術、製品を提供すべきであること（26条）などが求められている。

バリアフリー・コミュニティ・サービスについては、コミュニティの公共サービス施設は、漸次、バリアフリー・サービスの機能を完備していくべきであり、障害者などの社会構成員が、コミュニティ生活に参加できる

15) 障害者組織のウェブページについては、バリアフリー・ウェブページ設計基準を達成すべきであると定められている（23条）。

ための便宜を提供するものと規定した（27条）。また、地方の各レベルの人民政府は、障害者などの社会構成員が、警察へ通報し、救助を呼びやすくするために、漸次、警察への通報、医療救急等の緊急呼び出しシステムを改善すべきこと（28条）。さらに、選挙を執り行う部門は、障害者が選挙に参加するために便宜を提供すべきであり、視覚障害者には点字投票を提供すべきであることなどが記されている（30条）。

これらに違反した場合については、基本的に、主管部門が是正を命じ、法律に基づいて処罰されるとのみ規定されている（第5章「法律責任」）。草案の段階では、モニタリングや高額な罰金なども盛り込まれており、障害当事者からは一定の評価を得ていた（一加一（北京）残障人文化発展中心2012, 第45段落）。たとえば、草案では、障害者連合会、高齢者協会等組織は、バリアフリー環境建設ボランティア監督員を招聘し、行政部門にバリアフリー環境建設の意見および提案を提出することができ、関連行政部門は対応を検討し、回答しなければならないとする条文案やバリアフリー施設プロジェクト建設基準に基づかないでバリアフリー施設を設計、建設した設計機関、建設機関に対しては、期限付きで是正を命じ、10万元以下の罰金を科す、という条文案が提案されていた。しかし、これらはいずれも採択された条例からは削除されている。

1-3 アクセシビリティに関する設計規範と標準

障害者のアクセシビリティに関する施設や設備の設計の規範や標準が制定され始めたのは、1986年の「障害者が使用する都市道路・建築物を便利にするための設計規範（試行）」からである。この「設計規範」がアクセシビリティ・デザインに関する柱となり発展していく。その後、各分野における設計規範や標準が整備されるとともに（表2-2）、運用および法的位置づけが通達や法規の制定によって強化されていった。たとえば、1989年に正式に施行された「障害者が使用する都市道路・建築物を便利にするための設計規範」は、1998年の「都市バリアフリー施設建設の遂行に関する通知」¹⁶⁾によって強制力が付されたとされる。この通知では、新しく整備される都市道路、大型公共建築および居住区は、「設計規範」が定め

るバリアフリー施設などの要求に従わなければならない、建設プロジェクトの審査時に合致しないことが判明した場合は一律承認せず、「建設プロジェクト計画許可証」も発行しないとした。

1989年の「設計規範」は、2001年に「都市道路・建築物バリアフリー設計規範」に改正され、建設範囲、建設標準、建設要求をより明確にするとともに、そのうち24の条文が国家強制性標準とされた（凌・白2017, 214）。これがさらに強化され、2012年には「バリアフリー設計規範」となり、業界標準から国家標準に格上げされるとともに、全国範囲で実施される強制性規範となった（焦・孫・楊2014, 7）。2012年の「バリアフリー環境建設条例」の制定を受け、本改正では、建築物やバリアフリー施設の類型を拡大するとともに、歴史的建造物の改造、都市緑地、情報コミュニケーションのバリアフリーなど新たな内容が加えられた。

1-4 小結

障害者保障法とバリアフリー環境建設条例は、障害者などの社会構成員が主体的に、道路、建築物、公共交通機関を利用し、情報やコミュニティ・サービスの獲得推進を目的とすると定められた。これらは障害者権利条約が謳うアクセシビリティ保障の枠組みをカバーするものの、中国ではアクセシビリティは権利としては打ち出されていない。それでも少なくとも法律上、道路・建築物のバリアフリー化は義務化され、公共交通手段のバリアフリー化は漸進的に進められ、情報・コミュニケーションのバリアフリー化については計画的な推進が求められた。ただし、道路・建築物のバリアフリー化に関しても、都市部は建設基準への即時の適合が求められる一方、農村部に対しては、漸次到達すればよいと条件が緩和されている。なお、基準となる設計規範や標準も分野ごとに整備されるとともに、それらの運用および法的位置づけが通達や法規によって徐々に強化されていったことがうかがえる。しかしながら、これらの履行について、法律も条例も違反に対する罰則を直接規定しておらず、主管部門が法に基づき処

16) 「関与做好城市無障碍設施建設的通知」建規〔1998〕93号、1998年4月27日。

理するとのみ定められ、執行を担保する仕組みがあいまいとなっている。条例草案の段階では、障害者連合会や高齢者協会などの当事者の意見が反映できるようなモニタリングも計画されていたが、現状では執行、救済、モニタリングのいずれも脆弱であるといわざるを得ない。

第2節 アクセシビリティに対する現状認識と評価

2-1 障害当事者の評価

中国のバリアフリー化の現状認識としては、物理的バリアフリーの改善の方が、情報・コミュニケーションより進んでいるとされる（鄭2017, 192）。また、バリアフリー建設に対する投資は、主として政府の公共のバリアフリー施設に対する投資であるために、相対的に民間や商業サービスのバリアフリー化が緩慢になっているという。しかし、政府も必ずしも積極的に取り組みをしてきているとはいえない。主たる投資者ではあるものの、部門横断的にバリアフリー化を推進するためのバリアフリー環境建設指導機構を設置した地方政府は約3割にとどまる。2006年の778カ所から2015年には1132カ所となったものの設置率は35%である¹⁷⁾。また、同様に、系統的にバリアフリー建設を展開している区・県は、2006年の540カ所から2015年には1384カ所と増加したものの、なお半数の区や県は系統的な取り組みを展開していない（凌・白2017, 215-216）。

障害当事者のバリアフリー化に対する評価については、中国障害者連合会と国家統計局などが継続的に実施してきた全国障害者状況モニタリング報告では、調査が開始された2007年から最終調査の2013年まで、満足度は継続して上昇してきたことがわかる（表2-3）¹⁸⁾。「非常に満足」と「満足」と答えた障害当事者の割合は、2007年の48.0%から2013年には84.6%と上昇しており、バリアフリー化は、一定程度は進んできたことがうか

17) 対象となる省・地・県の地方政府の総数は3207である。

18) 標本数は、全国734県の1464調査小区の3万7199人。「満足」は、「非常に満足」と「満足」を含む（中国残疾人联合会2014, 25）。

表 2-3 バリアフリー施設・サービスの満足度の推移

(単位：%)

年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
非常に満足・満足	48.0	62.9	66.9	69.4	77.9	81.5	84.6

(出所) 中国残疾人联合会 (2014, 25)。

がえる。

一方、2017年に中国消費者協会と中国障害者連合会が全国102カ所の都市で行ったバリアフリー施設の調査では、障害当事者の満足度は70点と低い評価にとどまった(中国消費者協会・中国残疾人联合会2017, 23)¹⁹⁾。社会全体におけるバリアフリー施設の普及率は40%しかなく、とくにバリアフリー・エレベーター、バリアフリー・トイレなどの施設不足が深刻であったとされる。また、バリアフリー施設が存在しても、出入口が鍵などで閉鎖されている、荷物や自転車などで占有されている、スロープの傾斜が急であったり、狭すぎたりと設計が合理的でないなどの問題が普遍的にみられることが指摘されている(中国消費者協会・中国残疾人联合会2017, 16-20)。そして目下、バリアフリー環境建設は、建設することに重点がおかれすぎており、障害者に便宜を提供すべきバリアフリー施設は、施設を利用する障害者への配慮が欠けているという。障害者の視点に立った価値観が育まれていないため、障害者が使用できないバリアフリー施設になっており、実際の満足度を引き下げる形となっている(夏・王・王2017, 179)。

2-2 障害者権利委員会との建設的対話

中国は、障害者権利条約第35条に従い、自国の履行状況についての初回報告を、2010年8月30日付けで提出した(CRPD/C/CHN/1)²⁰⁾。中国政

19) 調査は100点満点で評価し、90~100は優、80~90は良、70~80は中、60~70は可、60未満は不可とされた(中国消費者協会・中国残疾人联合会2017, 6)。

府の報告書は、障害者権利委員会が策定したガイドライン（CRPD/C/2/3）に沿って構成され、基本的に障害者権利条約の条文に逐条対応する形となっている²¹⁾。

障害者権利条約第9条「施設及びサービス等の利用の容易さ」（中国語：無障碍）に関しては、中国政府は、バリアフリーに関する法律や政策の体制を構築し、バリアフリーの技術的な標準・規範の整備に尽力してきたと主張し、「障害者保障法」、「北京市バリアフリー施設建設・管理条例」および「都市道路・建築物バリアフリー設計規範」などを制定してきたことに言及した（para.41, 42）。これらに従わず、バリアフリー標準に符合しない建築行為があった場合には、是正措置と懲罰をとることを予定しているとし、その例として、障害者保障法が、「関連部門が法に基づいて処理する」と定めていることを挙げた（para.43）。

実際のバリアフリーの状況については、中国の都市は、基本的にバリアフリー都市を構成するようになったとし、バリアフリーは、市中心部の幹



写真 2-2 北京の地下鉄にある車いす用昇降機（筆者撮影）

20) 障害者権利条約の締約国は中華人民共和国であるものの、香港とマカオは特別行政区として大幅な自治を有していることから、政府報告も、中国（中央政府）、香港、マカオの3部構成となっている。本章は、このうち中国（中央政府）の議論を対象とする。

21) 中国の初回政府報告については、小林（2018）参照。

線道路や主要建築物から、区や県などに広がっているとした。とくに、障害者の特殊教育学校、福祉企業、リハビリテーションセンターなどはすべて、バリアフリーの建設および改造を行っているとした。また、交通機関のバリアフリー化、テレビ局の手話・字幕、公共サービス業における音声・手話サービス、盲人およびろう者を対象としたショートメールや移动通信サービス、図書館サービスなどの例が提示されている（para.44）。

第21条「表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会」（中国語：表達意見的自由和獲得信息機會）に関しては、中国政府は、障害者が情報を得るために、手話、点字、その他アクセス可能なコミュニケーション手段を使用することを支持・支援していると表明した。このなかで、2008年施行の「中国政府情報公開条例」が、公民に、読むことに困難があったり、視聴覚に障害がある場合、行政機関は必要な援助を与えなければならないと規定していることにとくに言及している（para.81）。手話については、中国政府が発行した『中国手語』が、手話の統一と規範化を行っているとした。テレビ局の多くが手話ニュース番組を開始し、公共施設や公共交通機関は、障害者の情報バリアフリー・サービスに力を入れ、障害者総合サービス・プラットフォームの構築が進められている（para.82）。インターネットの情報バリアフリー建設も推進しており、国際標準にあわせて中国政府のウェブサイト「障害者サービス専用カラム」を作成し、各種標準を策定したとしている（para.83, 84）。

障害者権利委員会と中国の協議（建設的対話）に先だって、2012年4月16～20日に開催された、障害者権利委員会の第7セッションにおいて、中国に対する30項目の事前質問事項（List of Issues）が採択された（CRPD/C/CHN/Q/1）。策定にあたっては、国際障害同盟（IDA）などの国内外の障害当事者団体からのシャドーレポートや提案が勘案されている。第9条に関しては、建築物や公共の場所がアクセシブルな割合、農村地区のバリアフリー化の状況などが問われ、これに対して中国は回答（CRPD/C/CHN/Q/1/Add.1）で、特殊学校、リハビリテーション施設などの概況を報告した（Issue 6）。

第21条に関しては、政府当局とのすべての司法手続において、ろう者

は中国手話の使用を得ることができるか否か、および、中国の初回報告で述べたアクセス可能なウェブサイトの各種標準は、いつから履行が義務となるのか、という質問が提起された。前者に対しては、「刑事訴訟法」と「治安管理処罰法」がろうの被疑者に対しては手話に精通した人が立ち会うと定めていること、また、ろう者が訴訟過程に参加する場合、裁判所、検察院、公安機関などの司法機関は主体的に手話サービスが必要か否かを確認し、必要な場合は、手話通訳を提供すると回答した（Issue 20）。後者に対しては、障害者保障法などの法規が標準の制定と普及を推進していることに言及し、公布されている情報バリアフリーのガイドラインとなっている各種業界標準が列挙された（Issue 21）。

建設的対話を経て、障害者権利委員会から出された、中国に対する総括所見²²⁾では、第9条のアクセシビリティについては、次の評価と勧告が示されたものの、第21条の表現の自由・情報へのアクセスについては、何も言及がなされていない（CRPD/C/CHN/CO/1）。第9条「アクセシビリティ」に対しては、都市部での前進を評価する一方、農村部に関する情報不足ならびにアクセシビリティ措置の非遵守による影響やモニタリングと評価の効果に関する情報不足に留意するとした（para.17）。そして、これらの情報を次回報告することを要請した。また、農村部に75%の障害者が住んでいることを考慮し、都市部のみならず、農村部においてもアクセシビリティ保障を確保するようとくに促し、バリアフリー・インフラの整備は、障害者が頻繁に訪問する環境のみに限定しないよう要請した（para.18）。

障害者権利委員会から総括所見が提出されたあと、中国政府はそれに対する意見を表明し（A/68/55, Annex III）、いくつかの指摘に対して反論がなされている。しかし、アクセシビリティに関しては、反論はなく、むしろ、農村におけるインフラのバリアフリー化を強化することや、都市部の障害者が享受できている便宜と農村部との格差を縮めていくことなどは、

22) 初回報告の総括意見（CRPD/C/CHN/CO/1）2012年9月27日の翻訳は、長瀬修訳を参照（http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/CRPD-C-CHN-CO-1_jp.html 2016年8月31日最終アクセス）。

中国の次期の障害者事業の目的と重なっているとした (para.3)。

2-3 小結

アクセシビリティ法制の発展が、道路・建築物のバリアフリー化に重きをおいているにもかかわらず、それに責任を有するはずの地方政府のすべてが、必ずしも積極的な取り組みを展開してはいない。加えて、実施されているバリアフリー環境建設は、建設実績に主眼がおかれ、本来、障害者に便宜を提供すべきバリアフリー施設は、障害者の視点を欠き、その結果、障害者が使用できない「バリアフリー」施設になっている。中国政府と障害者権利委員会の建設的対話でもこれらのことが議論されたものの、総括所見では、農村部の状況の情報不足ならびにアクセシビリティ法制の遵守やモニタリングに対する指摘があった一方、理由は不明であるが、都市部についてはアクセシビリティに前進があると評価した。バリアフリー化に対する障害当事者の評価も、徐々によくなってきていることから、従前と比べるとバリアフリー化、とくに物理的なバリアフリー化は進展しているであろう。

第3節 立法および実施上の課題

中国は障害者権利条約に対応して障害者保障法を改正し、アクセシビリティに関してはそれを具体化するためのバリアフリー環境建設条例を制定した。条例において、バリアフリー環境建設とは、障害者などの社会構成員が、主体的かつ安全に道路を通行し、建築物に出入りし、公共交通機関に乗り込み、情報を伝え合い、コミュニティ・サービスを獲得することを進めるのに役立つ建設であると明示され、各種の設計規範や標準、実施規則などが整備されてきた。これらの整備によって、障害者のアクセシビリティは一定程度改善されてきたものの、現実にバリアは普遍的に存在し、紛争も多発している。アクセシビリティ保障において、主体である障害当事者はどのように扱われてきたのであろうか。以下、立法上の問題、なら

びに、交通機関および情報・コミュニケーションの問題について、それぞれ事例をとりあげて若干考察する。

3-1 立法上の問題—盲導犬同行—

障害者権利条約に対応して、2008年の障害者保障法改正において、アクセシビリティに関する規定が拡大された。「盲導犬」についての条文も、改正された第7章「バリアフリー環境」のなかで新たに加えられた条文である。第58条において「盲人は、盲導犬を携えて公共施設に出入りする場合、国の関連規定を遵守しなければならない」と規定された。これを受けて、2012年のバリアフリー環境建設条例も「視覚障害者は、盲導犬を携えて公共施設に出入りする場合、国の関連規定を遵守しなければならない」「公共の場所の従業員は、国の関連規定に基づき、バリアフリー・サービスを提供しなければならない」（16条）と定めた。

上記「盲導犬」に関する規定は、障害者権利条約第9条2項が、障害者が自立して生活し、生活のあらゆる側面に完全に参加するための措置の1つとして、公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人または動物による支援（live assistance）の提供を挙げていること、および、第20条b項が、移動に関する措置のなかでも、障害者自身ができるかぎり自立して移動できるよう、人または動物による支援の利用機会を確保するなどの効果的な措置を求めていることに対応するものである。

しかし、障害者権利条約が、公共の場所における補助犬の利用や適切な支援を、障害者が主体的に社会参加していくための重要な前提であると謳っているのに対して、中国の法律と条例では、公共の場所における補助犬の利用の権利については明示されていない。補助犬の利用に無言のまま、盲導犬の管理について障害者に義務を負わせており、障害者のアクセシビリティの視点より、むしろ管理を重視する構成となっている。障害者保障法もバリアフリー環境建設条例のいずれも、障害者が平等に社会生活に参加することを保障することを目的とし、主たる名宛人を人民政府や社会としているなか、この「盲導犬」に関する条文は異質である。

背景には、犬を飼うことに対して、狂犬病などの衛生上の問題や犬のしつけなどの社会秩序について政府の警戒感が強いことが挙げられている。たとえば、2003年の北京市犬飼管理規定²³⁾では、犬を飼うことができる人の条件が細かく規定され、また犬を携えて入ってはいけない公共の場所として、商店、商店街、ホテル、公園、公共緑地、学校、待合室など多くの場所が列記されている。バリアフリー環境建設条例の起草にあたって、これら地方の管理規定が参照され、盲導犬に関しても、管理を強化しなければならないと議論されている（住房和城郷建設部・工業和信息化部・中国残疾人联合会 2010, 28）。視覚障害者が、恣意的に、必要な訓練を受けていない犬を盲導犬と称して権利を主張するおそれも考慮されているという²⁴⁾。法律と条例のいずれも、盲導犬の利用の権利を明示していないにもかかわらず、障害者は権利を享受すると同時に、相応の義務を負うことを強調するための条文であると説明されている（住房和城郷建設部・工業和信息化部・中国残疾人联合会 2010, 44; 国务院法制辦公室ほか 2012, 33）。この説明からも、本条例は、障害者の主体的な参加を想定しているのではなく、主として障害者を管理する対象、支援する客体とみているのではないかとの疑問を生じさせる。障害当事者を名宛人としてその行動を規定する本条文は、本来の法の目的とは乖離していると思われる。

なお、上述のとおり、法律のなかで公共の場所における盲導犬の出入りについて言及されたものの、その後、民航や鉄道などの詳細な規定が作られ²⁵⁾、実際に盲導犬の同行が実現するまでには長い時間がかかったとされる（解・蔡・傳 2016, 51）。

航空機に関しては、中国民用航空局（以下、民航局）が2009年に出した「障害者航空運輸規則（試行）」が、補助犬について独立した章を設け、

23) 「北京市養犬管理規定」2003年9月5日制定。

24) 非障害者による「盲導犬」の主張の濫用防止も背景にあるとされる（筆者による中国障害者連合会での2017年12月のヒアリング）。

25) 地方性法規でも、明確に補助犬の利用を示している例がある。たとえば、2017年の深圳市バリアフリー環境建設条例は、視覚障害者は規定に基づき盲導犬を携えて公共の場所に入出し、また公共交通手段に乗ることができ、いかなる組織も個人もそれを阻止してはならないと、盲導犬を利用する権利を明確に打ち出している。

補助犬については、航空運送事業者などは、搭乗条件を備えた障害者のフライトに同行することを認めるべきであると定めた。こうしたなか、2014年に制定された「北京市軌道交通運営安全条例」²⁶⁾により、従来から制限されていた盲導犬の地下鉄への入場が開放されたとされる²⁷⁾。条例は、地下鉄に入場する際の条件を示す形で、視覚障害者が盲導犬を携えて駅に入って乗車する場合は、視覚障害である証明書と盲導犬証を提示し、盲導犬はハーネスと口輪などを装着しなければならないと記している。

鉄道に関しては、2015年に、中国鉄路公司と中国障害者連合会の共同で「視覚障害旅客が盲導犬を携えて駅に入り乗車することに関する若干の規定（試行）」²⁸⁾の通達が出され、鉄道部門において視覚障害者が盲導犬を利用して列車に乗車する際の明文の規定が作られた。ただし、実際に鉄道を利用する場合には、原則、事前の手続きが求められている。視覚障害者は、チケット購入の際に盲導犬同行についての要望を説明するか、購入時に説明していない場合は出発12時間前までに鉄道旅客サービスセンターに電話することになっている。それもしない場合は、駅に入ることはできるものの、乗車時に駅のスタッフに協力を求めることができるにとどまる²⁹⁾。こうした煩雑な手続きは、航空機の利用についても同様であり、そのことも関連して、障害者の航空機搭乗拒否が起こり問題となっている。

3-2 交通機関のアクセシビリティ—航空機搭乗—

中国においても航空機への障害者の搭乗拒否がたびたび問題となっている。2011年に民間団体が24の航空会社の顧客サービス規定などを調査し

26) 2015年5月1日施行。

27) 北京市交通委員会「《北京市軌道交通運営安全条例》解説之三」(http://www.bjttw.gov.cn/xxgk/zcjd/201605/t20160530_130035.html 2018年1月20日最終アクセス)。

28) 「関与印発《視力残疾旅客携带导盲犬进站乘车若干规定（试行）》的通知」鉄総辦運〔2015〕60号、2015年5月1日施行。

29) なお、乗車時間が12時間を超える場合は、盲導犬を同行していても、視覚障害者は単独では乗車できず、成人の同行者がいることが条件に付されている。

た結果、その多くが搭乗のための条件や拒否しうる場合の規定を有していた（深圳衡平機構 2011, 1）。たとえば、障害者が航空機を利用しようとした場合、航空会社の9割が事前の申請を要求し、3割がチケット購入時に告知するよう求めていた。また、航空会社の半数が、ほかの乗客の反感を引き起こすかもしれないという理由で障害者の搭乗を拒否する権利があるという留保を規定していた。

調査報告は、新聞に掲載された障害者の搭乗拒否事件7件の拒否理由の主張は、事前告知がないこと（2件）、病院等の証明書の提出がないこと（2件）、「安全要因」（2件）、高度なリスクのある病人を搭乗させる能力がないこと（1件）であったことを記している（深圳衡平機構 2011, 1）。そして調査報告は、これら搭乗拒否事件は、ある場所の、ある航空会社がとった特殊な個別案件ではなく、普遍的に行われていたとし、航空会社は基本的に事前告知を求めるというスタンスに立っているとした（深圳衡平機構 2011, 3）。

たとえば、調査報告でも言及されている2011年に昆明国際空港で起きた搭乗拒否事件は、事前に、搭乗者が、車いすを使用する障害者であることを告知しなかったことが、搭乗拒否の理由として挙げられている。この事件は訴訟に持ち込まれ、搭乗拒否にあった障害当事者は、空港の地上サービス会社と航空会社の2社を相手に、チケット代の倍返しと経済的損失、新聞の謝罪広告、訴訟費用の負担を求めて訴えた³⁰⁾。

原告の障害当事者は、車いすに座った障害者であることを理由に搭乗口の係員に搭乗を拒否され、チケットのキャンセルも変更も拒否され、予約したフライトに搭乗できなかったと主張している。それに対して、被告の空港地上サービス会社は、原告は下半身麻痺のある障害者であるにもかかわらず同行介助者がおらず、事前の申請プロセスも経ていなかったため、受け入れを手配することが不可能であり、搭乗拒否の権利を有すると反論した。また、もう一方の被告の航空会社は、原告は、航空券を予約する際

30) 雲南省昆明市官渡区人民法院（2011）官民一初字台3207号（2012年2月24日判決）。

に、下半身麻痺の障害者であることを告げず、故意に事実を隠蔽し、民航局の関連規定にある事前の手続きに従わなかったことが、搭乗拒否につながっていると主張した³¹⁾。

一審の判決では、確かに、民航局制定の「障害者航空運輸規則（試行）」³²⁾は、障害者の旅客が1人で搭乗するために航空会社から専用のアイルチェアの提供などのサービスを受ける必要がある場合は、座席を予約する際、遅くとも搭乗便の出発時刻の72時間前までに申し入れをして、かつ、出発3時間前までに空港で搭乗手続きをしなければならないと規定しているとした。しかし、本件については、旅客は、購入時に便名と価格の選択肢しか知らされておらず、民航局の要件は明示されていない。一方、運送契約に関して民法第289条は、公共運輸に従事する輸送業者は旅客の通常の合理的要求を拒絶してはならないと規定する。しかし、被告は、搭乗口において必要な協力もせず原告の搭乗を拒否し、原告と約定した時間およびフライトで運送せず、これらは違約を構成するとした。そして、航空券の代金860元の返還と経済損失2000元の損害賠償の支払いを命じ、その他の請求は棄却した。

この事例では、障害者がすでに航空券を購入しており、航空券の購入の際に民航局の事前要件が明示されず、運送契約が成立していたため、障害者の主張が認められたものの、そもそも契約関係が存在していない場合は、障害者が航空機へのアクセスを拒否されても有効な法的手段はないとみられている（黎2016, 168）。なお、障害者のアクセシビリティにかかわる民航局の事前要件について、裁判所は有効であるとみていることがわかる。

この民航局の「障害者航空運輸規則（試行）」について、事前告知の要件と関連して、障害者の搭乗人数の制限も、搭乗拒否事件を惹起している。この事件では、武漢の旅行会社が組織した団体旅行の27人のろうあ者が、搭乗券を受け取った後に、航空会社から、障害者の乗客の定員上限

31) なお、航空券の予約購入は、友人に委託して入手している。

32) 中国民用航空局「残疾人航空運輸辦法（試行）」2009年。

を超えていることを理由に、搭乗を拒否されている。航空会社は、さらに関連規定により、サービスの質に影響を及ぼさないために、ろうあ者4名ごとに手話通訳者が1名必要であると主張した³³⁾。

「障害者航空運輸規則（試行）」は、「障害者運輸人数及び運輸拒絶の予防」の章において、航空機の大きさによって、同伴者がなく、他人の援助が必要な障害者が搭乗できる人数の上限と条件を定めている³⁴⁾。また、障害者団体へのサービス提供、アイルチェアの利用、盲導犬の同行、電動車いすの託送が必要な障害者は、フライトの72時間前までの座席予約時に申し出る必要があり、かつ、搭乗・降機で援助が必要な障害者は、フライトの3時間前までに搭乗手続を行わなければならないと定めている。

この規則は、その後、障害者権利条約や国際慣行を参照し、「障害者航空運輸管理規則」³⁵⁾に改正されたとされる。しかしながら、航空機の大きさによる障害者の搭乗人数の上限は変更されていない。条件については、同伴者がなく、「緊急待避時に」他人の援助が必要な障害者という表現に変わり、上限に算定される障害者が若干限定的になったようにみえるものの、実際の運用は不明である。また、事前の申し出についても、フライト48時間前の座席予約時、かつ、当日は搭乗手続締切の2時間前までとなり、改正前と比べ、事前申出の締切時間の要件が若干緩和されている。しかしながら、障害当事者は、これらの規定が存在すること自体が、交通機関等による不適切な運用や恣意的な搭乗拒否につながっていると批判する。

3-3 情報・コミュニケーションのアクセシビリティ—点字受験—

上述のとおり、2008年の障害者保障法の改正によって、アクセシビリティに関しては従来の物理的バリアに加えて、情報・コミュニケーション

33) 「残疾人乗機有人数限制 聾哑人旅行团出遊登机被拒」(<http://news.cnhubei.com/xw/sh/201405/t2942512.shtml> 2018年1月15日最終アクセス)。

34) 座席数50~100席は2名、101~200席は4名、201~400席は6名、400席超は8名など。

35) 「関与印発《残疾人航空運輸管理辦法》的通知」民航発〔2014〕105号。

のバリアフリーが盛り込まれた。このなかで、各種国家試験の試験用紙の点字化・電子化または職員による支援、公共サービス機構および公共の場所における、音声・文字、手話、点字による情報コミュニケーション・サービスの提供、選挙時の障害者参加の配慮および点字投票の提供などが新たに定められた。このうち、視覚障害者のための各種国家試験の点字化・電子化の規定は、法改正時のパブリック・コメントによって視覚障害当事者から寄せられた内容であり、点字による受験ができないため、これまで主たる職業としていた医療按摩の国家試験から視覚障害者が排除されることになってしまっていた現状を反映して追加されたものである（小林2010, 79-80）。視覚障害当事者の意見と視覚障害者の就労場所確保の意味から、この各種国家試験の点字化・電子化の規定のみが義務として定められており、その他は「条件を整える」「条件が備わった場合」などと記され、努力義務にとどまっている。視覚障害者のための各種国家試験の点字化・電子化などの義務は、障害者保障法をほぼ引き写す形で、2012年のバリアフリー環境建設条例に引き継がれた。

2008年の障害者保障法はまた、大学は国家が規定する合格条件を満たす障害受験生の入学を受け入れ、障害を理由に入学を拒絶してはならないことを定めている。しかし、2011年に起こった視覚障害者の大学受験拒否事件はマスコミを賑わせ、障害を理由として受験そのものが拒絶されている現状を知らしめることになり、改正作業中にあった障害者教育条例草案のなかに新たな条文が加えられる契機となったとされる³⁶⁾。2013年に公開された改正草案では「教育試験機構、学校は、障害種別及び受験する専攻の要求にあわせて、合理的配慮と必要な支援を提供し、障害者が試験に参加する権利を保障しなければならない」ことを定めた³⁷⁾。

36) 視覚障害者の生徒が、北京市の高等教育試験機関から希望する専攻の受験について障害を理由に拒否された事件。この事件をきっかけに、障害者が参加する国家の各種試験を実施する機関はその者のために手配をしなければならないという条文が追加されたことを教育部法制辦公室副主任が明らかにしている（「盲人女孩考大学被拒引發《殘疾人教育條例》修改」<http://www.chinanews.com/edu/2011/12-18/3539765.shtml> 2018年1月20日最終アクセス）。

こうした経緯があったにもかかわらず、2014年度の全国大学統一入試に向け、手続きが滞らないよう、あらかじめ関係部門に相談しに行った視覚障害者が、点字の試験用紙の準備ができないことを理由に受験の申込みはできないと拒絶される事件があり、障害当事者団体はこれを教育に関する重大問題であるとしてとりあげた（小林2015, 77）。その結果、教育部は2014年度の募集業務の指示のなかで、各レベルの試験機構は、障害者が等しく応募し、試験に参加できるよう配慮を提供することを初めて規定した³⁷⁾。視覚障害者が試験に参加する場合は、視覚障害受験生のために点字試験用紙、電子試験用紙あるいは専門のスタッフによる協力を与えることが改めて記された。各メディアは、これをもって視覚障害者は全国大学統一試験を受ける「通行証」を得たと報道した（解・蔡・傳2016, 24）。

実際、2014年度の全国大学統一入試において、教育部門が初めて点字試験用紙の使用を認め、手配がなされ、1人の視覚障害者が受験することになった。これは歴史的な突破であると評価されているものの、法律が規定されてから実現するまで長時間を要したうえ、なお現実のニーズとは乖離しているとされる（解・蔡・傳2016, 25）。なぜならば、点字を習っていないその視覚障害受験生は、電子試験用紙を用いることを申請していたにもかかわらず、教育部門の判断は点字試験用紙の提供であったからである（解・蔡・傳2016, 60）。

こうしたことがマスコミで報道されたこともあり、教育部と中国障害者連合会はこれに対処するため、2015年に「障害者の普通高等学校募集の全国統一試験参加の管理規定」の暫定版を発表し、2017年に正式に公布した³⁸⁾。ここでは、障害者教育条例で提供することを謳った、必要な支援条件と合理的配慮が、現場で実際に具体化されるよう詳細な内容が記された。規定では、試験を実施する機構は、試験の安全と試験会場の秩序を保

37) 2017年に改正された障害者教育条例では「国家教育試験に参加する障害者は、必要な支援条件や合理的配慮の提供が必要な場合、これを申請することができる。教育試験機構、学校は、国家の関連規定に基づいてこれを提供しなければならない」（52条）と規定された。

38) 「教育部関与做好2014年普通高等招生工作的通知」教学〔2014〕1号。

障する前提のもと、障害のある受験生の障害状況およびニーズならびに各地の実情に基づいて、1種または数種の必要な条件および合理的配慮を提供する旨が定められた。たとえば、視覚障害の受験生については、点字試験用紙、拡大文字試験用紙（拡大文字のマークシート用紙を含む）あるいは普通試験用紙が提供されるものとした。その際、点字試験用紙を使用する視覚障害学生の試験時間は、規定の試験時間の50%延長、拡大文字の試験用紙または普通試験用紙を使用する視覚障害受験生は規定の試験時間の30%延長など、試験時間の延長が認められることになった⁴⁰⁾。

このように社会に関心をもたれた問題についてはマスコミでとりあげられることによって、法律・政策の策定と不履行のサイクルが繰り返され、徐々にではあるがアクセシビリティに進展がみられるようになった。その結果、大学入試に関する、情報・コミュニケーションへのアクセシビリティの焦点は、願書提出や入学試験受験の段階から、大学入学後の合理的配慮の提供へと移ってきている。

おわりに

中国の障害者法制は、障害者権利条約に対応して整備され、障害者のアクセシビリティ保障の枠組みも、物理的環境、輸送機関、情報通信ならびにサービスを包含するものとなった。しかし、障害者保障法とバリアフリー環境建設条例は、障害者などの社会構成員が主体的に、道路、建築物、公共交通機関を利用し、情報やコミュニティ・サービスの獲得を推進することを明示したものの、アクセシビリティは権利としては打ち出され

39) 「教育部・中国残联関与印発《残疾人参加普通高等学校招生全国统一考试管理规定》的通知」教学〔2017〕4号。

40) その他の配慮として、聴覚障害受験生の外国語リスニング試験の免除、補聴器・人工内耳の許可、車いす・歩行器の使用、試験会場への優先入室、介助者・手話通訳者の配置などが例示されている。なお、管理規定では、「合理的配慮」（中国語：合理便利）とあるが、原則、リストから選択する申請書となっていることから、いわゆる合理的配慮というより、日本の大学入試センター試験における「受験上の配慮申請」に類似する。ただし、リストにないその他の配慮も記述することができる。

ていない。そのためか、義務化されたのは道路・建築物のバリアフリー化のみで、ほかは漸進的に進められることになり、違反に対する罰則や執行を担保する仕組みも弱い。

それでも従前と比べ、バリアフリー化は進展してきている模様である。問題は、実施されているバリアフリー環境建設は、建設実績に主眼がおかれ、本来、障害者に便宜を提供すべきバリアフリー施設は、障害者の視点を欠き、その結果、障害者が使用できない「バリアフリー」施設になっていることがあることである。障害者の視点を欠くということでは、鉄道や航空機の利用にあたっての煩雑な事前手続も問題をはらんでいる。事前手続の要件に緩和がみられるとはいえ、これらの規定が存在すること自体、障害者に対する恣意的な利用拒否や誤った運用につながるおそれがある。アクセシビリティの保障は、障害者が主体的に社会参加していくための前提であるので、これらの問題を解消するためには、執行、救済、モニタリング過程において、より障害当事者の意見が反映されうる仕組みの構築が期待される。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 小林昌之編 2010. 『アジア諸国の障害者法——法的権利の確立と課題』日本貿易振興機構アジア経済研究所。
 —— 2015. 『アジアの障害者教育法制——インクルーシブ教育実現の課題』日本貿易振興機構アジア経済研究所。
 —— 2018. 「中国」長瀬修・川島聡編『障害者権利条約の実施——批准後の日本の課題』信山社: 411-433.

〈中国語文献〉

- 鄭功成主編 2017. 『中国残疾人事業發展報告（2017）』北京: 人民出版社。
 國務院法制辦公室・住房和城鄉建設部・工業和信息化部・中国残疾人聯合会編 2012. 『無障碍環境建設条例積義』北京: 華夏出版社。
 焦艦・孫蕾・楊旻 2014. 『城市無障碍設計』北京: 中国建築工業出版社。
 解岩・蔡聡・傅高山 2016. 『中国殘障人觀察報告 2014-2015』北京: 中国言実出版社。

- 黎建飛主編 2016. 『殘障人法教程』 北京: 中国人民大学出版社.
- 凌亢・白先春等 2017. 『中国残疾人事业發展報告 2006-2015』 北京: 中国統計出版社.
- 劉連新・蔣寧山編 2014. 『城鎮無障礙設計』 北京: 中国建材工業出版社.
- 深圳衡平機構 2011. 「殘障人乘機狀況調查報告」.
- 全国人大常委会法制工作委员会行政法室編 2008. 『中華人民共和国残疾人保障法解讀』
北京: 中国法制出版社.
- 全国人大内務司法委员会・中国残疾人联合会編 2012. 『「中華人民共和国残疾人保障法」
立法後評價報告』 北京: 華夏出版社.
- 夏菁・王興平・王乙喆 2017. 「殘障人無障礙出行環境優化策略研究: 以南京市為例」高
曉平・牟民生主編『残疾人發展理論研究』(卷1) 南京: 南京大学出版社: 176-188.
- 一加一(北京)殘障人文化發展中心 2012. 「一加一報告: 联合国《残疾人權利公約》中
国实施狀況」(<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CRPD/Pages/Session7.aspx> [邦
訳: <http://www.arsvi.com/2010/1203opo.htm>] 2018年1月20日最終アクセス).
- 中国消費者協會・中国残疾人联合会 2017. 「2017年百城無障礙設施調查体験報告」.
- 中国残疾人联合会 2014. 「2013年度中国残疾人狀況及小康進程監測報告」.
- 住房和城乡建设部・工業和信息化部・中国残疾人联合会編 2010. 『《無障礙建設条例》
起草課題研究報告』 北京: 華夏出版社.

[付記]

本研究の一部はJSPS 科研費 JP15H03285, JP16K03277 の助成を受けたものである。